答弁書第二号

内閣参質一七六第二号

平成二十二年十月十二日

内閣総理大臣　菅　　直　　人

参議院議長　西　岡　武　夫　殿

参議院議員佐藤正久君提出菅内閣総理大臣の靖国神社参拝に係る答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出菅内閣総理大臣の靖国神社参拝に係る答弁に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねは、内閣総理大臣の私人としての行為に関するものであり、政府として事実関係を把握する立場になく、御指摘のような「事実関係についての聴取」は行っていない。

三について

お尋ねの答弁書は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び内閣官房副長官（以下「内閣総理大臣等」という。）が作成する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、内閣総理大臣等がそれらを含む種々の情報を基に作成し、最終的に内閣総理大臣の責任において閣議にかけ、内閣として決定したものである。